

デジタル教科書を活用した公民授業 —公民ならではの機能とコンテンツを活用して展開する授業実践例—

帝国書院編集部ICT開発室・元公立中学校校長 小林敏洋

1 はじめに

公民の授業が行われる第3学年では、受験指導も念頭に置きながら授業を進めざるを得ないため、できるだけコンパクトに授業を進めようと、教科書の本文以外のページにはなかなか目が向きにくいのが現状かもしれません。

しかし、教科書の本文以外のコラムや特設ページにも授業で活用できる資料や活動例が多数収録されています。そこで、今回は、『帝国書院 社会科 中学生の公民』（以下、教科書）p.82～83の「トライアル公民」の資料と、『帝国書院 指導者用デジタル教科書 社会科 中学生の公民』（以下、デジタル教科書）に収録されている公民ならではの機能を活用して展開する授業例を紹介してみたいと思います。

2 授業展開例

題材「人権を守る裁判とその改革」
『社会科 中学生の公民』 p.80～81

本時の前半は、「憲法で被疑者や被告人の人権が保障されている理由を考えること」、後半は、「司法制度改革が進められている理由を考えること」をねらいとして構成しています。

(1) 導入

刑事裁判の被疑者・被告人の人権にかかわる題材は、生徒たちにとって必ずしも身近な題材とはいえません。そこで、導入でいかに興味・関心を引きつけ、本時の課題に導けるかが授業のポイントの一つです。

本時では、教科書p.83「トライアル公民」に掲載されている法曹関係者のバッジを題材にして(図1)、次の①～③のことがらを問い、また、



図1 自作資料「法曹関係者のバッジのデザインとその意味」
写真提供 中央：最高裁判所，右：日本弁護士連合会

日本とアメリカの法曹人口を比較しながら(2)展開の課題1をつかませます。

- ①それぞれのバッジには何がデザインされているでしょう。
- ②それぞれのバッジのデザインにはどのような意味があるのでしょうか。
- ③それぞれのバッジは、裁判官・検察官・弁護士のいずれの職種のものでしょうか。

(なお、教科書のp.83にはこれらの問いに関する内容が記述されているので、発問時は教科書を開かないように指示しておきます。)

図1は、本冊子2018年度1学期号で紹介した「教材作成→リンク」機能を用いて、授業スライドの表紙(1/11)にもリンクを貼っておきます。

図2は、日本とアメリカの人口10万人あたりの法曹人口を比較したものです。さきに刑事裁

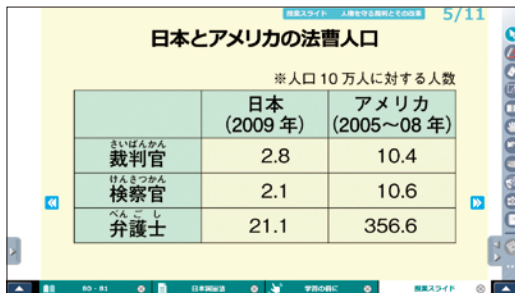


図2 授業スライド5/11「日本とアメリカの法曹人口」

判には、裁判官・検察官・弁護士の三者がかかわっていることを理解させましたが、刑事裁判において人権が保障されるには、法曹人口が十分に確保され、迅速で公正な裁判が行われる必要があることに気づかせるため、日本の法曹人口の課題をアメリカと比較して考えさせます。

日本とアメリカの司法制度や裁判に対する国民の意識の違いはあるにしても、裁判官・検察官はアメリカのおよそ5分の1、弁護士はおよそ17分の1しかいないことがわかります。

本時の授業で取りあげる内容に関連して、新しい『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 社会編』p.156において、「その際、抽象的な理解にならないように裁判官、検察官、弁護士などの具体的な働きを通して理解できるようにするなどの工夫が大切である。」とされており、裁判官・検察官・弁護士の仕事や役割について、具体的なイメージをもたせながら学習を進めることが求められています。

(2) 展開

課題1 「憲法で、被疑者や被告人の人権が保障されている理由を考える。」

次に、刑事裁判に関して、どのような人権が保障されているかを日本国憲法の条文から、調べさせます。



図3 デジタル教科書p.80～81

公民のデジタル教科書ならではの機能の一つが、憲法条文を即座に表示できる機能です。図3の①の🔍(日本国憲法のツール)をクリックすると図4が表示されます。さらに調べたい項目をクリックすると条文が表示されるので、順送りしながら該当する条文(図5)を表示させる

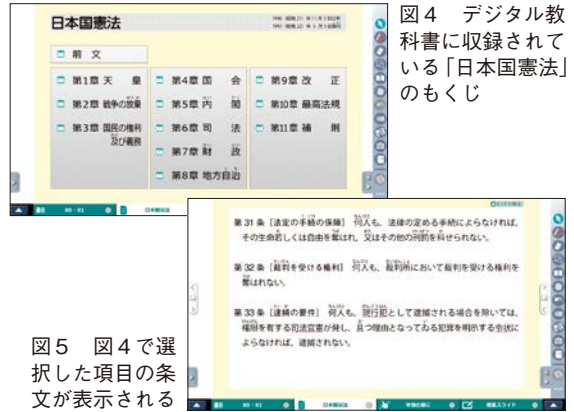


図4 デジタル教科書に収録されている「日本国憲法」の目録

図5 図4で選択した項目の条文が表示される

【1】 憲法第31条から第40条を見て、被疑者や被告人に保障されている権利の中から、あなたが注目した権利を三つあげてみよう。

1 (第 条)

2 (第 条)

3 (第 条)

【2】 被疑者や被告人の権利が幅広く保障されている理由を、民事裁判と刑事裁判との当事者の立場の違いから考えてみよう。

民事裁判		刑事裁判	
訴える人 「	」	訴える人 「	」
訴えられる人 「	」	訴えられる人 「	」

図6 自作の学習プリントの問い

ことができます。

ここでは、この機能を活用し、次の [1]・[2] のことがらについて、自作の学習プリント(図6)にまとめさせます。

[1] では、どのような権利が保障されているかを網羅的に理解させるのではなく、被疑者や被告人の権利が多岐にわたって保障されていることに気づかせるため、関連するすべての条文にあたらせませんが、限られた時間で整理できるよう、学習プリントには、それぞれの生徒が注目した条文を三つだけ選択して記入させ、なぜその条文に注目したのかを説明させます。

[2] では、被疑者や被告人の権利が幅広く保障されている理由を考えさせますが、その際、

単に「なぜさまざまな権利が保障されているのでしょうか」と問うと、「人権は大切だから」「憲法で基本的人権が保障されているから」などの表面的な解答が返ってくるのが一般的です。

そこで、前時に学習した「民事裁判と刑事裁判との違いから」という文言を加えて考えさせると、民事裁判は原則、個人（私人）間の争いであるのに対し、刑事裁判は被告人である私人と、検察官に代表される国との争いであり、両者の立場が民事裁判とは異なっていることが関係していることに気づく生徒も現れます。

新しい学習指導要領では、社会的な見方・考え方を働かせた思考力、判断力、表現力の育成が求められています。社会的な見方・考え方を引き出すためには、どのような課題を設定し、どのような問い方をすれば良いのかを工夫していくことが必要です。

課題2 「司法制度改革が進められている理由を考える。」

後半は、裁判員制度を中心に、司法制度改革が進められている理由と意義について考えていきます。

裁判員制度のしくみについては、おおまかな流れをつかませたうえで、「刑事裁判という専門的な知識や経験を必要とする場に、なぜ素人の国民を参加させるのだろうか」といった根源的な疑問をもたせることが重要です。

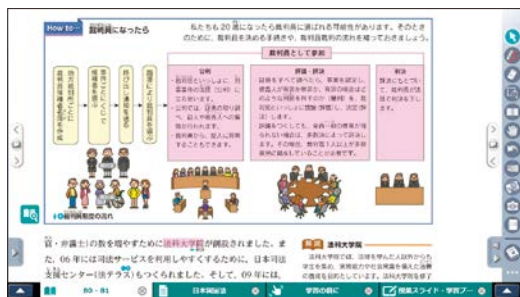


図7 p.81「④裁判員制度の流れ」を一発拡大機能で表示

図7は、デジタル教科書の一発拡大機能で表示できますが、授業スライド8/11にも収録されているので、例えば、図8のようにあらかじめマスク機能を用いて必要な部分を隠しておく



図8 授業スライド8/11「裁判員裁判のしくみ」マスク機能で図版の一部を隠して段階的に示すようにできる

情報量が多い図版も、分解しながら示すことができるので、裁判員裁判の流れを段階的に理解させることができます。

次に、裁判員制度のほかに司法制度改革としてどのような制度やしくみが行われているかを調べさせ、それぞれの制度やしくみが導入されたねらいを授業スライドで確認させます。



図9-1 授業スライド6/11「司法制度改革①司法サービスの向上」[1]（法テラスの電話受付）

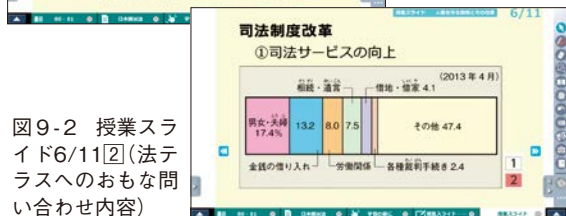


図9-2 授業スライド6/11[2]（法テラスへのおもな問い合わせ内容）

図9-1、9-2は、授業スライド6/11の右側の[1]・[2]のボタンをクリックすると表示される画面で、日本司法支援センター（法テラス）の活動のようすと法テラスに寄せられたおもな問い合わせ内容から、司法サービスの向上をねらいとしていることを理解させることができます。さらに、授業スライド7/11（図10）により、司法制度改革のもう一つのねらいである国民の司法参加にかかわる取り組みや制度について整理させます。

展開の最後に、裁判員制度に対する国民の意識から、裁判員制度の課題について考えさせます。前述の図3の②の[教科書外資料のアイコン]をクリックすると、図11が表示されます。

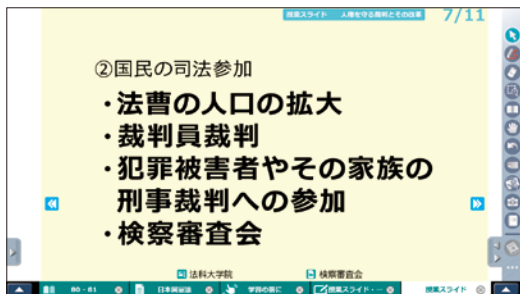


図10 授業スライド7/11「司法制度改革②国民の司法参加」

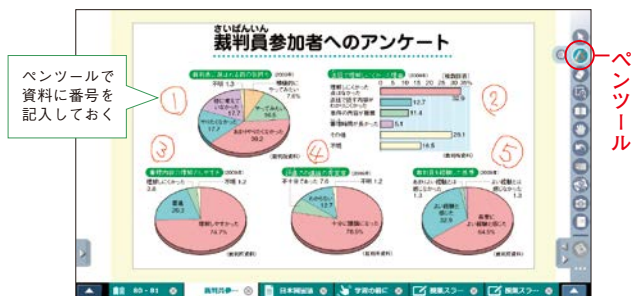


図11 教科書外資料「裁判員参加者へのアンケート」
②は「法廷で理解しにくかった理由」への回答

図11の②の資料から、参加者には事件内容の複雑さや法廷問題のわかりにくさ、審理時間が長いなどの課題があることを読み取ることができますが、課題を焦点化するため、①と⑤の2つのグラフにしぼって示した図12からは、裁判前は裁判員として参加することに対して消極的な人が多かったが、裁判後は「非常によい経験と感じた」という人の割合が64.5%にも達

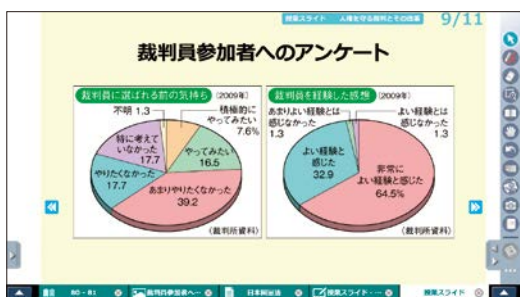


図12 授業スライド9/11「裁判員参加者へのアンケート」

していることがわかり、国民の司法参加をうながしたいというねらいが、ある程度達成されていることがわかります。

(3) まとめ

最後に、授業スライド11/11 (図13) を用いて、本時のまとめと確認を行います。

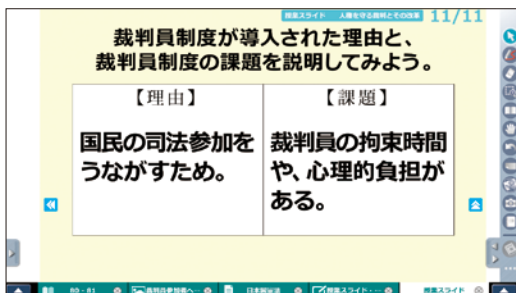


図13 授業スライド11/11「裁判員制度が導入された理由と裁判員制度の課題を説明してみよう。」

3 おわりに

公民の第2部「私たちと民主政治」の授業では、いま学習していることがらが、日本国憲法ではどのように規定されているかを常に確認しながら授業を進めたいものです。デジタル教科書を使用することにより、教科書の巻末をめくり返す煩わしさから解放されるため、条文にあたるのが容易になり、解決すべき課題を条文にもとづいて思考・判断する習慣を身につけさせることができるようになります。

また、この公民のデジタル教科書には、教科書固有ツールとして戦後からの経済年表が収録されており、経済にかかわる歴史的な背景を確認しながら学習を進めることができるなど、授業に役立つ機能やコンテンツが充実していますので、一層の活用がはかられることが期待されます。

デジタル教科書を使った授業動画のご案内

デジタル教科書を活用した「地理」、「歴史」の授業実践例(模擬授業)の動画を、帝国書院サイト内「指導者専用サイト」にて公開しています。ぜひ、ご覧ください。*ご登録のうえ、ご利用ください。

<https://www.teikokushoin.co.jp/members/>

または、**トップページバナー**  から